

広島大学法科大学院講演会(2016年2月10日開催)

～公法訴訟に強いロイヤーを目指せ!～

公法訴訟における主張と反論

公法学習には苦手意識を持っている人も多いかと思われます。では、公法訴訟における的確な主張書面を作成する方法や、そのために必要な知識は、どのように学習すればよいのでしょうか。この度、公法学習の指南書としても定評のある『憲法ガール』、『行政法ガール』の著者である大島義則弁護士と、雑誌「受験新報」にて「憲法 論文の流儀」を好評連載中の伊藤たける弁護士をお迎えし、ご自身の司法試験体験や日頃のご研究や業務の中で培われた公法訴訟の手法（とその学習方法）について、お話しいただきます。

講師:大島 義則弁護士(第二東京弁護士会)
:伊藤たける弁護士(滋賀弁護士会)

日時:2016年2月10日(水)14時45分～18時ごろ終了(途中2回の休憩)を予定

場所:広島大学東千田キャンパス 東千田総合校舎S棟1階 共用講義室1

対象:広島大学法科大学院生(1～3年), 修了生, 次年度入学予定者など

内容:

第1ラウンド:憲法「最高裁の憲法訴訟論 ～自由と平等の論証について～」(主担当:大島先生)

第2ラウンド:行政法「法律による行政の原理の訴訟上の意義」(主担当:伊藤先生)

第3ラウンド:事例検討「対談:夫婦別姓規定合憲判決をめぐる主張と反論」

(事案説明:伊藤先生, 原告:伊藤先生, 被告:大島先生), 講評, 質疑応答など

【参加者は事前に、最大判平成27年12月16日裁判所HP[夫婦別姓大法廷判決]と、受験新報2016年2月号「憲法 論文の流儀〈特別編〉、対談:あたらしい憲法勉強法のはなし(東京大学教授 宍戸常寿×弁護士 伊藤たける)」を読んでおいてください。】

〔講師紹介〕

大島義則弁護士:1983年生れ。
慶應義塾大学法科大学院修了。
著書として、『憲法ガール』、『行政法ガール』(共に法律文化社)など。

伊藤たける弁護士:1986年生れ。
慶應義塾大学法科大学院修了。
雑誌連載として、「憲法の流儀」,
「行政法の流儀」の他、現在も「憲法論文の流儀」を連載中(いずれも受験新報)。



大島義則弁護士



伊藤たける弁護士

〔講師お二人からのメッセージ〕

実務において、典型的な民事訴訟・刑事訴訟では準備書面や主張書面の起案の「作法」がある程度確立していますが、公法訴訟においては、依然としてどのような「作法」により主張反論を行うべきか、その方法論は確立していません。そこで、公法訴訟実務において、どのように判例や学説を用いた起案をするべきか、相手方の主張にどのように反論するべきか等について考えます。また、公法訴訟に強いロイヤーになるためには、学生時代にどのような自己研鑽が必要かについても触れたいと思います。